

目 次
第1号（5月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長提出第59号議案	6
町長提出第60号議案	7
町長提出第61号議案	10
町長提出第62号議案	10
町長提出第63号議案	16
町長提出報告第1号	18
町長提出報告第2号	20
町長提出報告第3号	21
請願第3号	22
閉 会	42
署 名	43

津和野町告示第21号

令和2年第3回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年4月28日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和2年5月11日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君

御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君

三浦 英治君
後山 幸次君
沖田 守君

○応招しなかった議員

令和2年 第3回(臨時)津和野町議会 会議録(第1日)

令和2年5月11日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第59号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成31年度津和野町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第5 町長提出第60号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 町長提出第61号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第7 町長提出第62号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第63号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 町長提出報告第1号 平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 町長提出報告第2号 平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 町長提出報告第3号 平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第12 請願第3号 木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第59号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成31年度津和野町一般会計補正予算(第10号)

日程第5 町長提出第60号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度津和野町一般会計補正予算(第1号)

日程第6 町長提出第61号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について

日程第7 町長提出第62号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第8 町長提出第63号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算(第2号)

日程第9 町長提出報告第1号 平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 町長提出報告第2号 平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11 町長提出報告第3号 平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第12 請願第3号 木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願について

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番 川田 剛君

4番 道信 俊昭君

5番 板垣 敬司君

6番 丁 泰仁君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 寺戸 昌子君

10番 後山 幸次君

11番 岡田 克也君

12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

今回の新型コロナウイルス、この感染は中国・武漢に発して、今や全世界に蔓延をしたと。わが国でも大きなたくさんの方の感染が確認をされて、本町でも町長初め、執行部の皆さんには、この対応について今日まで大変な御苦勞をおかけしたと思います。町民を代表して心から感謝を申し上げたいと思います。

国も、ああして緊急事態宣言を発して約2カ月間が経過をいたしますが、そう遠からずこの緊急事態宣言も一部緩和の方向で報告がなされるという、こういう新聞等の情報等もございますが、なかなか予断を許さない新型コロナウイルスでありますので、引き続き気持ちを引き締めて、この対応には当たらなければならないのではないかと、かように考えておるところであります。

そういったことも含めて、本日令和2年第3回津和野町議会臨時会が召集されました。議員各位にはおそろいでお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、4番、道信俊昭君、5番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

令和2年4月30日付で議会運営委員及び総務経済、文教民生、広報広聴の各常任委員会委員より辞任願の提出があり、津和野町議会委員会条例第12条第2項により、議長はこれを許可いたしました。

直ちに同条例第7条第4項により、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員を議長において指名し、同条例第9条第1項及び第8条第2項により各委員会を招集し、正副委員長の選任をいただきましたので、お手元に配付のとおり報告をいたします。

日程第4. 議案第59号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、平成31年度津和野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件4件、補正予算案件1件、報告案件3件の合計8案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第59号専決処分の承認を求めることについてでございますが、特別交付税等の額の確定に伴い専決処分をさせていただいたもので、平成31年度津和野町一般会計補正予算（第10号）の歳入歳出予算の総額からそれぞれ18万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億7,828万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 失礼します。それでは、議案第59号を御説明いたします。

このたびの専決補正につきましては、特別交付税等の確定に伴い、3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、歳出のほうから御説明をいたしますので、10ページをお開きください。
予備費でございますが、予算調整といたしまして18万7,000円を減額の計上を
させていただいております。

それでは、歳入の主なものから御説明いたしますので、8ページへお戻りをいただい
たらというふうに思います。

地方譲与税でございますが、額の確定に伴いまして地方揮発油譲与税100万3,0
00円を減額、自動車重量譲与税を583万1,000円増額をしております。自動車
取得税交付金として、これも額の確定に伴いまして149万6,000円を増額をして
おります。

地方交付税でございますが、額の確定に伴い特別交付税1億3,813万8,000円
を増額をしておるところでございます。

繰入金でございますが、財政調整基金繰入金1億4,500万円を減額計上させてい
ただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定
いたしました。

日程第5. 議案第60号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第60号専決処分の承認を求めることについ
て、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第60号専決処分の承認を求めることにつ
いてでございますが、新型コロナウイルスの感染症予防対策に伴い専決処分をさせてい
ただいたもので、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の総額

にそれぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億800万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第60号を御説明いたします。

このたびの専決補正につきましては、新型コロナウイルスの感染症予防対策といたしまして、子育て家庭への支援及び緊急経済対策の実施に伴い、4月1日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、10ページをお開きください。

民生費の社会福祉総務費でございますが、負担金補助及び交付金として、町内児童クラブ閉所に対する子育て家庭への支援として、子育て世帯支援給付金事業負担金564万円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費でございますが、委託料といたしまして、緊急経済対策の実施に伴い新型コロナウイルス対策町内等消費拡大キャンペーン委託料100万円を計上、負担金補助及び交付金として業績悪化緩和運転資金補助金2,070万円と総額で2,400万円を計上させていただいております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページへお戻りください。

繰入金でございますが、財政調整繰入金3,100万円を計上をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済みません、お手元に資料1でこの配付があるんですが、これは全員協議会を後ほどされるという説明なんですか。この説明をいただけるんでありましたら助かりますので、説明いただけたら思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議員お見込みのとおり、後ほど新しい事業で2号補正予算で関連するところは2号補正予算の段階で、また、それ以外の項目につきましては、後ほど全協のほうで御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） できましたら、この内容につきまして、どこが何号補正でという意味を込めて、全員協議会を開催して説明いただいたほうがコロナウイルス関連の質問もあると思いますので、審議がしやすいかと思っておりますので、全協に切りかえていただけて、コロナウイルス関連の説明をしていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 川田議員から、あのような御意見が出ましたが、議員の皆さんいかがですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 説明を求めたい、全員協議会に切りかえてもう少し詳しく求めたいという方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（沖田 守君） はい、わかりました。ほいじゃ、3番、川田剛君の意向を酌んで、ただいまから全協に切りかえたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前9時12分休憩

.....
午前10時01分再開

○議長（沖田 守君） それでは、本会議に移らさせていただきます。

日程第5、議案第60号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第1号）の、今全協を開いて、るる説明もございました。ここで質疑に入るわけではありますが、質問はよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第61号

日程第7. 議案第62号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第61号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について及び日程第7、議案第62号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第61号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

次に、議案第62号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第61号について御説明いたします。

条例改正、新旧も多いですので、新旧対照表の後ろに資料をつけておりますので、そちらのほうをごらんください。61号の一番最後のページにあります。そちらのほうで説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正が令和2年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることに伴い専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めます。

それでは、概要について御説明いたします。

1番目が町民税です。

①として、令和3年度以後の町民税の非課税処置について、ひとり親、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者で一定の要件を満たすものを最初に加えることとし、新旧対照表の後ろのほうに議案の第62号の前のページです。1枚紙をつけています。わかりますでしょうか。資料等を右肩につけております。

○議長（沖田 守君） 説明してください。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、今の1番は、ひとり親を対象と加えることとし、あわせて寡婦（寡夫）控除を見直すこととしたということです。

これは、全てのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の不公平を同時に解消するための改正であります。

それから②が、町民税の所得控除について、ひとり親を対象に加えることとしたということで、1番と関連しますが、所得制限も500万円以下というのが新たに設けられております。

それから③は、法人町民税の納付期限が延長された場合の延滞金割合の見直しということで、これは条例改正の中で出ておりますが、今回、法人町民税の納付期限の延長に伴うものについては、以前は特例基準割合プラス1%という形でしたが、今後は平均貸

付割合プラス0.5%というふうに、地方税法改正になりましたので、この改正であります。

それから4番目は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適応期限を3年間延長するということでもあります。

それから5番目は、低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創出ということでもあります。

これは、一定期間利用のない低未利用地について、譲渡した場合に100万円の特別控除という規定が新たに創設されたということでもあります。

それから6番目は、優良住宅地の造成等のために、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる課税の特例について、その適応期限を3年延長することとしたという部分であります。

それから7番目は、所要の条例、条文整理でありまして、これについては元号、改元対応、それから地方税法等の改正によるものであります。

それから2番目として、今度は固定資産税であります。

①、所有者不明土地について、公簿上の調査などを行っても、なお、所有者が特定できない場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を賦課することができることとした。

それから②、固定資産の所有者が死亡した場合において、相続人等の現所有者に必要な事項を申告させることとしたという点が、今回、条文の中でうたわれております。

これは死亡者が、②の死亡した場合については令和3年度以降、それから上についても今度、令和3年以降で行いたいと思います。

こういったケース、地方のほうでも結構あるんですが、所有者不明土地について、公簿上の調査を行っても特定できないような場合がありまして、税の不公平感が出てきているということで、今回、地方税法のほうも改正になりまして、使用者を所有者とみなす制度の拡大や、それから、死亡した場合の相続人が決まるまでの間に申告させる規定が新たに明確に規定されるようになりました。

それから3番目は、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区内の土地の固定資産税について、わがまち特例制度による軽減措置、特定水力発電設備について4分の3、それから、浸水被害軽減地区については3分の2を乗じたものを課税標準とする制度ができております。

特定水力発電設備、浸水被害軽減地区の指定等ありますが、こういったことについて、特に浸水被害軽減地区というのは、近年の災害によって水道法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対して、最初の3年分、価格の3分の2を掛けたものを3年間講じることとしたことでもあります。

近年、そういった指定制度が創設されましたが、指定する際には、全ての地権者の同意を要することから、指定がまだ全国で一箇所程度しか決まっておられませんので、地権

者にとってもインセンティブとなる税改正要望が出されたため、こういった制度ができております。

それから、所要の条文整理、4番については先ほども言いましたように、法律改正によるものと改元対応によるものであります。

それから3番目、軽自動車税につきましては、改元対応による改正であります。

それから4番目、町たばこ税であります。①として、令和3年10月1日以後において、軽量の葉巻たばこ、1本の重量は1グラム未満の紙巻きたばこへの本数監査、現在1グラムで紙巻きたばこ1本に換算については、段階的に葉巻たばこ1本をもって、紙巻きたばこ1本に換算することとしたであります。

それから2番目は、所要の条文整理でありまして、改元対応であります。

軽量の葉巻たばこというのが、なかなかなじみがないとは思いますが、代表的なものとして、リトルシガー、紙巻きたばこ風の葉巻、フィルターについてはおりますが、見た目に違うのは、たばこの部分が茶色い細いたばこです。

今現在、標準的なたばこ490円に対して、リトルシガーというのは、100円以上金額が低いということで、国のほうでこういうたばこに目をつけまして、税額を段階的に上げるという改正がなされております。このことが、地方たばこ税ではあります。令和2年10月から1年間については一定の軽減措置を講じて、最低税率を段階的に引き上げることが条例の中でうたわれております。

最後、5番目ですが、施行期日は一部の改正を除き、原則、令和2年4月1日から施行となっております。

以上、簡単ではございますが、説明のほうを終わります。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第62号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正にあわせ、津和野町国民健康保険税条例の一部改正したもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るものであり、具体的には軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げとなります。

新旧対照表の第2条及び第21条をごらんください。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」に引き上げるものであります。

次に、新旧対照表の第21条第2号及び第3号をごらんください。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずるべき金額を「28万円」から「28万5,000円」

に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げるものであります。

次に、新旧対照表の附則第6項及び第7項をごらんください。

租税特別措置法の改正にあわせ、第35条の2第1項の次に「、第35条の3第1項」を加えるものであります。

附則として、施行期日でございますが、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年、法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するであり、適用区分として、この条例について、改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適応し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第61号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

議案第62号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ちょっと説明をいただいたのではよくわからないので、一般的にはどういうふうになって、課税がどのぐらいの所得のある家庭はどのぐらいの課税になるとかいうふうに説明をしていただけたらわかりやすいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） この改正につきましては、国のほうが国民健康保険税に対する負担感を減少するために、今、毎年継続的に行っていきまして、私も担当課長になりましてもう3年ぐらい連続でこの専決を行っているところであります。

いわゆるその7割軽減、5割軽減、2割軽減という、国民健康保険税に対しては減額措置があるわけでありましたが、その部分の今回につきましては5割軽減のところ、今までは28万円掛ける、その世帯の被保険者数プラス33万円より以下の人については5割軽減だったのを28万5,000円掛ける被保険者数プラス33万円以下の人について5割軽減となりますということで、1人につきいわゆる5,000円ほど所得範囲が広がっているということになります。

また、2割軽減につきまして、同じように51万円が52万円に上がるというところで、掛ける被保険者数プラス33万円以下の人については2割軽減となるというような感じの中で、いわゆる所得が高くなっても軽減の率がそのまま低いままになるとか、低く下がるとか、そういう形になるという、簡単に申し上げますとそういうものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第8．議案第63号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第63号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第63号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ7億4,445万5,000円

を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億5,245万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第63号を御説明いたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、10ページをお開きください。

全体を通しまして、新型コロナウイルス感染症対策関連予算を計上させていただいております。

総務費の特別定額給付費事業費でございますが、委託料といたしまして、システム改修委託料264万円を計上、負担金補助及び交付金としまして、特別定額給付金7億1,850万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、民生費の児童福祉総務費でございますが、負担金補助及び交付金といたしまして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別給付金674万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費でございますが、先ほど全員協議会のほうで、商工観光課長から資料に基づいて御説明をさせていただきました。

資料1の8、新商品試作開発支援事業に係る予算ということでございますので、内容のほうを見ていただけたらというふうに思います。

それから、1枚めくっていただきまして、消防費の災害対策費でございますが、需用費といたしまして、消毒液あるいはマスク、そういった購入に伴う消耗品費を391万円計上をさせていただいております。

それでは、歳入のほうの御説明をいたしますので、8ページにお戻りください。

国庫補助金の総務費国庫補助金でございますが、特別定額給付金給付事業費補助金7億1,850万円、事務費補助金として769万3,000円の合計7億2,619万3,000円を計上しております。

民生費国庫補助金として、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別給付金給付費補助金726万2,000円を計上しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金1,100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第9．報告第1号

○議長（沖田 守君） 日程第9、報告第1号平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第1号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

平成31年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、総務費の津和野庁舎耐震補強・改修設計業務でございますが、既存土壁の改修設計に不測の日数を要したため、1,248万8,000円を繰り越すものでございます。終期は2年6月末を予定しております。

鹿足郡事務組合負担金でございますが、鹿足郡事務組合発注のFTTH、第2、3期工事エリア撤去工事、津和野サブセンター移設工事に不測の日数を要したため、7,567万6,000円を繰り越すものです。終期は3年2月末を予定しております。

津和野城山整備事業の広葉樹植栽業務でございますが、史跡等の現状変更手続に誤りがあり、関係機関との調整に不測の日数を要したため、2,025万1,000円を繰り越し、ほか2事業とあわせて3,715万1,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

次に、民生費のプレミアム付き商品券事業でございますが、商品券利用可能時期が2年3月31日であり、4月以降に換金業務を行うため、275万円を繰り越すものです。2年4月末に完了をしております。

次に、農林水産業費の地形図作成業務でございますが、公共測量許可申請及び地元調整に不測の日数を要したため、1,121万円を繰り越すものです。終期は2年8月末を予定しております。

アユ種苗生産施設整備補助金でございますが、現土木事務所の設計申請等の受検に不測の日数を要したため、223万5,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

次に、商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、津和野駅周辺整備事業について、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、6,128万円を繰り越し、ほか4事業とあわせて1億9,791万4,000円を繰り越すものです。終期は2年12月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調整事業でございますが、一筆地調査実施地区に隣接する次期地籍調査予定地区との境界調整に不測の日数を要したため、994万円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

水路修繕事業でございますが、同区域内の下水道工事や地元調整に不測の日数を要したため、2,068万円を繰り越すものです。終期は2年10月末を予定しております。

道路新設改良事業でございますが、商人線の迂回路ルート調整に不測の日数を要したため、4,943万8,000円を繰り越し、ほか8路線と合わせて2億3,526万3,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、工事用資材運搬路の選択に当たり、地元との調整等に不測の日数を要したため、1億131万6,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

次に、教育費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業でございますが、校内ネットワークの機器調達に不測の日数を要したため、2,002万4,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

社会教育施設整備事業でございますが、喜時雨多目的広場テニスコートフェンス修繕工事について、資材調達に不測の日数を要したため、170万4,000円を繰り越し、ほか1事業と合わせて300万1,000円を繰り越すものです。終期は2年6月末を予定しております。

津和野城跡整備事業でございますが、入札不調及び倒木の伐採処分に不測の日数を要したため、2,609万8,000円を繰り越すものです。終期は2年5月末を予定しております。

災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、当初想定のと異なりが判明し、工法の検討等に不測の日数を要したため、428万9,000円を繰り越すものです。終期は2年5月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告終わりましたが、特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第10．報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第10、報告第2号平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項に規定により、平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、報告第2号について御説明をいたします。

平成31年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

裏面別紙をごらんいただきたいと思っております。

特定環境保全公共下水道事業でございますが、下水道管布設工事発注に当たり、工事区域内において、町道稲成丁線水路修繕工事が施工予定であることが判明したため、下水道管路の計画変更や地元協議等が必要となり、不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり、3,279万9,000円を繰り越すもので、終期は令和2年9月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告は終わりました。特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第11．報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第11、報告第3号平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、同条第3項の規定により、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、報告第3号について御説明をいたします。

平成31年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

裏面別紙をごらんいただきたいと思います。

県道津和野田万川線道路改良工事に伴う配水管移転工事でございますが、県施工の単独工事におくれが生じ、水道管を布設する箇所が工期内に完成せず、工事が施工できないことから、年度内完了が困難となり、300万円を繰り越すもので、終期は令和2年9月末を予定しております。

次に、町道日原添谷線道路改良工事に伴う水道管移転工事及び町道木毛線道路改良工事に伴う水道管移転工事でございますが、町施工の工事におくれが生じ、水道管を布設する箇所が工期内に完成せず、工事が施工できないことから、年度内完了が困難となり、それぞれ150万及び400万を繰り越すもので、終期は両工事とも令和2年9月末を予定しております。

次に、日原第2水源池浄水場施設整備工事でございますが、関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったことにより、1億1,914万1,000円を繰り越すもので、終期は令和2年8月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告を終わります。特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第12．請願第3号

○議長（沖田 守君） 日程第12、請願第3号木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願についてを議題といたします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 文教民生常任委員会請願審査報告書、令和2年第2回3月定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第2項の規定により報告します。

請願受理番号、第3号。付託年月日、令和2年3月24日。件名、木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願。審査の結果、不採択。

1、審査事件。木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める本請願は、木部さとやま保育園の移転新築に際し、今後の園児数増加を見据え、給食室の存続を求める趣旨で提出されたものである。

2、審査年月日及び出席者。令和2年4月14日火曜、午前9時より、出席者、文教民生常任委員会6名、紹介議員、川田剛議員、御手洗剛議員、社会福祉法人つわの清流会、大内宗泰理事長、健康福祉課、土井泰一課長。

3、審査方法。机上審査。

4、審査内容。

平成28年4月、木部保育園は、社会福祉法人つわの清流会に津和野町より移管され、民営化として、木部さとやま保育園として現在、小規模保育事業A型の定員12名で運営されている。平成31年度末には、14人が入所されています。

小規模保育事業A型の基準では、給食は原則自園調理であるが、調理業務の委託や連携施設等からの搬入は可能となっている。その場合、加熱、保存等の調理機能が必要になってくる。

調理員は業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は、不要である。

地域との関係では、米はもとより地域の野菜を提供する方も多い。また、畑を提供し、植えつけから収穫まで、園で利用する食材を確保している。

給食が離れることによる地域食材が離れるのではないかという不安と、給食に限らず、おやつ等に関しての調理師がいない状態で、これまでの保育が確保できるのか、保護者会と2回の話し合いの場を設けられました。

令和2年3月に、木部さとやま保育園保護者会から全員一致で、給食については、他園からの配送でよいことと調理師の配置は必要ないことの回答があった。

その後、木部地区自治会連絡協議会より、「木部さとやま保育園の移転新築に際し、今後の園児数増加を見据え給食室の存続を求める請願書」が提出された。

保護者会と地域との意見の一致が見えない中で、運営先である社会福祉法人つわの清流会としては、12名定員の小規模で給食室をつくり、調理員を配置しての運営は難しいと判断された。4月より日原保育園の運営も始まり、令和3年には園舎建てかえに伴い給食室の充実と合理化が図られる。

津和野町は将来、園児が増加し、小規模保育事業の19名を超えて、20名以上の定員になれば保育所として、県の認可が必要になるので、保育室の拡張と給食室の設置をすることとしている。

5、審査意見。

1、平成24年に津和野町保育園統合計画が策定され、保護者・地元説明会の結果、理解が得られなかったため、町主導で社会福祉法人つわの清流会が設立され民営化されました。木部さとやま保育園の運営が移管されたことを再認識する必要があります。

厳しい状況の中で生まれた社会福祉法人つわの清流会の今後の経営努力に期待し、津和野町としての保育のあり方を検証すべきである。

2、人口減少下とともに、広域入所の可能性を追求すべき時期が来ている。

3、配送に関しては、距離的課題を含め、畑迫保育園も視野に入れて対応を検討していただきたい。

4、木部さとやま保育園の環境は、木部小学校、木部公民館と近い位置にあり、園の行事ではこれまで同様以上に、地域との関わり方を発展させるべきである。

6、審査結果。

現状では、給食室の設置は厳しいと判断した。

以上、本委員会は意見を付し、賛成少数により不採択とするものと決した。

令和2年4月24日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

委員長報告への質疑に入る前に一言申し上げておきたいと思いますが、本町の議会の運営申し合わせ事項において、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしない、このように申し合わせをしております。したがって、4月30日付で委員会構成の変更がありました。

文教民生常任委員会が4月中に本案件について結審をしておりますので、ここでの自己の所属する委員会につきましては、旧の所属委員会との認識で質疑に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。おわかりいただけましたかいね。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 委員長、再確認の意味でちょっと質疑をいたします。

審査内容で報告の中に、最後のあたりですが、津和野町は将来、園児が増加し云々から、19名を超えて20名以上の定員になれば保育所として、県の認可が必要になるので、保育室の拡張と給食室の設置をすることとしていると、つまり行政は、今般の請願におきましても、今後の園児数の増加を見据え、給食室の存続を求めると、今後の将来、そうしますと今、この最後の津和野町云々以降はまさにこの請願の意を期せずして、組んでいるような状態になっているんじゃないかと思うんですよね。だから、そういう点では余り近寄らずに、ほとんどこのたびの請願の趣旨、目的を行政は将来において、ちゃんと納得していると、そういうふうに私は理解しましたがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 審査の過程において、そのことについて委員のメンバーからそういう質問に対しまして、執行部から明確なこのような対応があったことを申し添えておきます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 執行部がそういう状況に立ち至ったときには、当然、小規模保育所というレベルではなくなるということですから、その時点においては町としては……。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君が納得すればいいんだから、いいですね。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。

○議長（沖田 守君） 次、ほかにありますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 幾つか質問させていただきます。

報告の中にあつた給食が離れることによる地域食材が離れるのではないかという不安を給食に限らずおやつなどに関して調理師がいない状態で、これまでの保育が確保できるのかというところで話し合いを設けられたということなんですが、そこは保護者の方はおられるけど、現場の職員の方はおられなかったみたいに、この文書では受けとります。現場の職員の方はこれに関してどう思っておられるかということの一つ。

それから、保護者の方が全員一致で文書を出されたというその文書をいただきましたが、コピーをいただきましたが、その保護者の方が文書を出されるというのがちょっと私には違和感がありまして、全員一致なら文書なんか出てくるはずないという感覚を持っていたもので、その辺なぜ文書が出たのかということ。

それから、このまま給食室をつくらないで保育園を新設されて、給食室を増設すると決断された場合に改修工事が必要になりますが、その場合はどのぐらいの期間がかかって給食開始になるのかということ。

それから、もう一つ最後に給食を木部でつくらないと方針転換するのに現場の保育士さんや調理師さんからどのような意見が出たのかということをお聞きしたいです。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 何点かあつたので、再度お聞きするかもしれませんが、最初に、地域の食材が今までどおり活用されて云々という御質問でございましたが、新しくつくる施設においても、最低限の15平方メートルと言われておりますが、そのスペースの中には当然保育所というのはご飯は自園で炊くことになっていきますから、ご飯は炊けると、さらに流しというか、そういうものも余り大きなものではないですけども、そういうものが設置されるということで、少々の調理、加熱云々等についてはそのスペースで対応できるというふうに聞いておりますので、ただ、今までどおりの副食そのものが自園で調理できないでというだけであつて、配送するのはあくまでも副食だけですよというのを私は審査の中では理解したところでございます。15平米が広いか狭いかは別として、ある程度の調理には対応できるというふうに理解しました。

それから、保護者会の意見が後から出たということについて違和感がある、そのことについては我々は審査の過程でも、今日までの、最初に平成24年の津和野町の保育園の統合計画からずっと時系列に見たときに、それなりに保育所の統廃合計画があつて、最終的には地元の皆様方の強い要望のもとで、木部と直地が存続をする。ただし、公立としての存続は難しいということで、民営化、いわゆる社会福祉法人つわの清流会を立ち上げられて、それを運営していただくというような、そういう歴史的背景を感じてお

りまして、そのことについてるる当然運営主体であるつわの清流会と保護者会、そのつわの清流会の運営主体である理事会があり、スタッフ会議、それと保護会は、私どもは一体のものと思っておりました。そんなに意見のそごがあるとか、考え方に大きな隔たりがあるとか、そういうものは書面からは伺えませんでした。そして、私どもはその保護者会から出た書面そのものを言葉は悪いですが、額面どおり受けとったということでございます。

それと、増改築を例えば19人が20人になったときにはどのぐらいの期間ということでございますが、そういうところまでは具体的に期間までは審査しておりません。ただ、スペース的には今の立地条件の中で、十二分にあることは図面上からも理解できましたし、現場も私も見ておりますので、ここだなということを感じております。

最後にもう一個何でしたか。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現場の保育士さん、調理師さんはどのように考えておられるのか。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 審査の段階で一人一人のそのスタッフの声を聞くということは、我々議会の委員会としては、一応代表である大内理事長が来られて説明をされました。その中に、全ての意味合いが十分理解されているものと受けとめさせていただきました。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今お答えいただいた中で、現場で今現在、木部で保育をされている方々の現場の声というのは、委員会のほうでは、大内先生は現場にはほとんど出られないので、現場の声というのは聞かれなかったということによろしいですか。

それと、文書が出たことに対する違和感は、私は今の説明では拭い切ることができませんでした。というのが、全員一致であれば、みんな賛成ですよということを言うだけで、事は済むはずなのにわざわざ文書を書いて全員一致ですというのをなぜ出されたのかなという、その辺の疑問が拭い切れなかったので、もし何かもっとあれば教えていただければと思います。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 調理師の当人の方の声を聞かれたかという話でございましたが、私は当人の方と面識も余りありませんし、委員会として、その当人の方にそういうことをお伺いしたことはありません。ただ、いろんな審査の中で新しい日原保育園がさらにつわの清流会の運営のもとに、この4月からスタートします。そして、現在はまだ木部のさとやま保育園の調理師の方はさとやま保育園の調理師として働いておられるけども、最終的には新しい園舎、日原の保育所が令和3年には改築の予定のように聞いておりますが、その中に重要なスタッフの一人して加わっていただけるということで、その調理師の方が行き先がなくなるとか、職を失うとか、そういうことではないのだということは確認しました。

それと、文書でしたか。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 何で文書が出たかという。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 文書が出たかと——私も請願を、3月議会が3月6日にスタートして、この請願が出ましたよ、受理されましたよというのがたしか3月18日ですかね。そして、最終日の3月24日に請願が付託されました。

請願を出されるタイミングを私は考えたときに、もっと出されてから私のほうにも幾らか何人かの方からも問い合わせがありました。やはり請願を出す、そして受理する。そして、我々委員会がこの4月14日にあるまでにいろんな声を聞かせてもらえるなら、これはよかったなと思うんですが、保護者会から私に対して誰一人として請願の思いとか、保護者会の文書、それに対する何か思いを伝える機会はありませんでした、残念ながら。

私は請願をする審査する段階において、事前にある程度状況がいろんな複雑に絡まっているという部分が、ある程度皆さん方からの声があれば、それはそれとしてある程度審査の段階で私の判断基準にするものだと思いますが、何もないものですから、別にそれ以上の審査はしませんでした。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 保護者会からの文書につきまして、アレルギー対応については不安要素が残る。このことについては今後相談させていただければとありますが、このことについて何か検討されましたか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 現在における保育所、つわの清流会が運営されているところでは、どのように現場のアレルギー食というものを具体的におられるかというのは聞いておりませんが、ただ、もとの児童館、今は直地保育所ですが、それは日原の保育園の給食室から配送しておられますように、現実的にアレルギー対応の子供たちがそれぞれの保育所に何人おられて、それにどういう対応をしておられるのかという現実の対応は、審査の過程では伺っておりません。ただ、今回、木部さとやまの保育所の中には、そのアレルギーの方が何人かおられるのかもしれませんが、それに対してはやはり十分な配慮のもとに、これからの運営主体であるつわの清流会が格段の配慮を持って対応されるものと、その審査の段階では理事長からの返事でお伺いした次第であります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 委員長にお尋ねをいたしますが、ここで報告書を見まして、これは保護者会から出た資料でこの報告をされておりますが、保護者会での話

し合いの結果、全員一致で調理師の配置は必要ないと、この意見が統一されて出されたというふうに書かれております。

それと、この報告書では、設備面について地元から食材供給、各種イベントなどで調理する場面も多く、その際には調理ができる程度の設備で園舎の建設を願うものであるというふうに両方書いてあるわけですね。私は、この報告書は首尾一貫されていないというふうに思っております。また、自家撞着しているようにも思っておりますが、委員会で審査の結果、どちらをどのような何をされたのか、意見が出ておるのかお聞きしたいと思います。言うところわかるかいね。

○議長（沖田 守君） 委員長、答えられない場合には答えられないでいいんだから。後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 保護者会から出た文書を言いよるんですから、もしくは審査をされておらんならそれでよろしゅうございます。執行部のほうへ聞きますので。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） それじゃあ、私のほうで答えられるだけの範囲でちょっと意図するところにお答えになるかどうかわかりませんが、食材提供が今までは手厚くなされておった部分が、給食室がなくなることによって食材そのものがうまく子供たちの食事に入らないという部分は現実的にそうなるのかなというふうな部分もありますが、理事長の話を伺いますと、園の近くの畑でいろんなものを今もつくっておられるようですが、例えばサツマイモ一つにしても、持って帰ってサツマイモを今のような形で15平米のご飯を炊く施設、小さな流しがある。そういうところにも若干の加熱処理云々ができるということで、従来とそんなに変わらない活動ができるのではないかというふうなお答えでございました。

それと、各種イベントということで、私もいろんなイベントをこれから保育園の中でやられる際に、実際、給食室があることとないことによってどれだけの不合理というか、あるのかなと考えたときに、立地条件がたまたま報告書の中にもあるように、公民館と極めて近い、今の園舎よりも、今の園舎は町道を二つまたいで公民館まで、もし使うとするならば距離があります。今、建てようとしている部分は歩いて七、八十メートルかな。それも直線、それも町道なんか歩かなくても、そういう利便性から考えて、むしろ公民館の厨房施設等をうまく利用することによって、地域と地域の皆さんとのイベントも十分可能であるし、別に保育園の中に給食室がなければ、そのイベントができないと、そういう状況にはない、そのように私は現場を見て、そして現実、保育所だけで食育というものじゃなくて、地域がどう変わるかということが私は大切だと身を持って私は感じたところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 委員長に私が質問したのは、大変、保護者会からの答弁書のことでお尋ねしたので、大変失礼ではあったと思いますが、執行部に対して質問したいと思うんですが、許可をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 後山君に申し上げますが、これまでの事例もいろいろ鑑みて、執行部への質問というのは、委員長報告の中で過去、事例は私はないと思うんですが、あなたが委員長時代にありましたか。後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私の委員長時代にあったかないか、そのような問題じゃないと思います。

ここへ我々の資料のひとつとしていただいているんですよ。

○議長（沖田 守君） ちょっと待ってください。それは問題じゃないと言っても、議会は議会のルールでやるわけですから。（発言する者あり）だから、申し上げますが、あなたが委員長時代にそういう事例はありましたかと。（発言する者あり）だから、したがって、あなたの申し出はお断りをしたいと、こういうことです。お断りをいたします。（発言する者あり）あなたの御質問はお断りをいたします。（発言する者あり）私はこの委員長報告の場というのは、執行部に対する質問時間ではありませんので。（発言する者あり）それは、私も重々承知しております。（発言する者あり）それは委員長報告の時間にする必要はないでしょ。（発言する者あり）いや、許しません。許しません。発言を許しません。（発言する者あり）私は許しません。（発言する者あり）私は許しません。これまでもいろいろ執行部が答えたほうがいい場面はたくさんありました。しかし、委員会の委員長の責任で持って回答をしてきたんですから、その事例は……。 （発言する者あり）私も重々承知しております。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）私は許しません。発言を許しません。3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 暫時休憩を開いて、確認をしていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 何を確認するの。（発言する者あり）発言を許さないのをどうする。私を許さんの。（発言する者あり）委員長報告の場で、そのような場は今までなかったから。（発言する者あり）なんぼ書いてあっても許さんと言ったら許さんですよ。（発言する者あり）ちょっと暫時休憩といたします。

午前 11 時 08 分休憩

.....

午前 11 時 10 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き本会議に入ります。

委員長報告についての質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありましたら、質疑を終結します。

これより討論に入ります。念のため申し上げておきたいと思いますが、討論の順序は会議規則第52条の規定により、原案に反対者、続いて賛成者の順で発言許可することが本来であります。本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、今回は委員長報告を受け、原案すなわち請願に賛成者、続いて請願に反対者の順で発言を許可いたします。

まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、本請願の賛成の立場で討論をいたします。

木部さとやま保育園につきましては、昭和43年に建築され老朽化が激しく平成30年度に保育園運営法人により園舎建てかえの要望があり、また、木部地区自治会連絡協議会からの旧木部中学校跡地のグラウンドへの新築移転の要望を踏まえ、執行部は令和2年度に移転新築を決定いただきました。これにつきましては、地区民の一人でありませす私も感謝申し上げたいと思っております。

それから、保育園の所在であります木部地区は、5月1日現在、世帯数266の人口565人の高齢化率54.69%の状況であります。本庁舎から最も遠い地に位置しております。

そのような中、木部さとやま保育園へ通園している14名の園児や木部小学校へ通学する21名の児童は、木部の宝、木部の星であり、子供たちは地域で育てようという気風が定着しております。数年前からも保育園に地域の米や野菜を提供される方も多数あり、地産地消と食育が実践されてまいりました。

今回の新築移転に伴い、自園の給食室がなくなることは、園児はもとより地区民にとっても大変残念な動きであり、日原保育園で調理された副食を遠地にある木部さとやま保育園への配送は、温かい食事の提供これにも課題があると思えます。今までどおり給食室を存続すべきと考えます。

以上のことから、請願に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者も発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、反対の立場で討論申し上げます。

木部保育園、そして直地保育園も自園調理することが理想であり、それがそこにつくった給食をその園児たちが食べられる、それは最も理想とするものであります。ただし、聞くところによりますと、社会福祉法人つわの清流会も数百万円の赤字が見込まれており、そして自園調理をする場合の木部保育園の人権費、調理師の人件費をそのまま存続し、そして日原保育園に移管しない場合は、また数百万円の負担が生じるということで、つわの清流会におかれましては、苦渋の決断をされたとお聞きしたことであります。

今回の園舎設立に関しまして、2月中には完成して現在の年長児が最後に新しい保育園に入り、そして古い園舎とお別れをするという、そういう機会はできれば年度中に完成することを望んでおります。3月中に完成して、それで現在の園舎とのお別れ、そして新しい園舎に入るといふことぜひとも実現をしてもらいたいと思えます。

今回、委員長報告のとおり人数が20人以上となった場合には、自園調理をしても採算的に成り立つと考えます。その際には、県の基準に適合したその保育室の増築と、そして専門の最新の設備を備えた調理室を増築すべきだと考えます。配管などは使わなければ劣化するおそれもあり、そのときに新しいものを増築する、そのほうが私はよいと考えることであります。

今年度に関しましては、先の見えないコロナウイルスの不安がたくさんあり、そのことに対して町も本年度予算はできるだけ起債も含めて、そのことに対していくべきだと思っております。町の執行部からも20名以上になったときには、県の基準に対するその適合するものを増築するというのでございますので、今回は請願の方々のその思いは重々に理解しますし、本来は自園調理すべきだと思いますが、今回に関しましては反対として討論をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 紹介議員の一人ではありますが、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、木部さとやま保育園の運営委託先であります、つわの清流会様の経営判断は当然尊重しておりますし、本請願は津和野町の公の施設に関するものであることをまずは申し上げさせていただきます。そして、異例のスピードで審議をいただき感謝申し上げます。

木部さとやま保育園は、基本的に3歳未満児を対象とした小規模保育事業所A型であります。A型、B型は6から19人、C型は6から10人であり、木部さとやま保育園が設定しております定員は12人であり、国の基準から申しましても利用者14人は決して人数が少な過ぎる状況ではなく、むしろ定員オーバーの状況であると言えます。

ちなみに平成27年度に左鑑に開園しました民間保育園の園児数は現在16人で、地域の園児は3人、日原地域から7人、津和野地域から5人、益田市から1人、16人のうち圏外からの移住者は6人であり、自園給食を提供しております。

そこで、新築園舎への給食室の設置についてであります。木部さとやま保育園の定員は決して少ないわけではなく、むしろオーバーしている状況でありますので、給食室を設置して調理師を配置し、自園で給食を提供できるだけの運営能力はあるのではないかと考えております。また、給食室を設けることによる財源の負担の懸念よりも、むしろ調理師を配置できなくなった要因は何なのかということに目を向けるべきだとも思っています。

つわの清流会様が抱える採算がとれない事業であっても、津和野町には必要な事業であります。木部さとやま保育園の給食で埋め合わせるのではなくて、町の責任において必要な事業への財源の投入をするべきではないでしょうか。

給食の外部搬入についてです。3歳未満児に対しましては、発達の個別差が大きく、体調不良児や、対応によっては命にかかわる食物アレルギー児等への食事提供においては、臨機応変かつ適切で迅速な対応が必要になってきます。

また、4月10日全員協議会で報告がありました保育園保護者会による協議の検討結果についてという文書の中で、アレルギー食の対応と地元から食材をいただいた場合や、イベント等で調理ができる程度の設備がある園舎のお願いについては、町として配膳室のようなもので対応したいとのことであります。

一方で、保育園では給食のみならず、おやつも提供を行っております。アレルギー食の対応、地元から食材をいただいた場合、毎日のおやつの提供、対応するとはどのような対応なのか。調理師を配置していない簡易な調理施設で対応できるものなのか、臨機応変で、また適切な対応が可能なのかと懸念を感じております。

2020年3月に津和野町が策定しました第2期津和野町子ども・子育て支援事業計画には、「教育・保育施設の利用希望」と題した津和野町の就学前児童の保護者186人を対象としたニーズ調査が掲載されております。その中で、複数回答が可能な設問であります施設サービスの選択で重視する点で回答した就学前児童の保護者109人、186人に対して109人、回収率58.6%であります。109人のうち71人が給食を提供していることを選択しております。これは12ある選択肢の中で2番目に多い施設サービスの選択で重視する点であります。1番多いのは「自宅の近くにある」これが76人、3番目に多いのは「職員の対応や印象がよい」で62人、4番目に多い「教育・保育の内容がいい」が47人であります。

いずれにいたしましても複数回答の中で、給食を提供していることを施設サービスの選択で重視する点とする保護者の方々が71人もいるということの重要性がおわかりいただけたと思います。

そして、園舎新築の大前提となっておりますこの協議の検討結果についてであります。保護者会が全員一致で意見の統一ができたとのことでありますが、ある保護者はまだ承知しておりませんし、それゆえ、この請願を含め、私どもに相談をされておりますことを申し添えさせていただきます。

いずれにいたしましても、給食再開は遠い未来の話ではなく、現在でも十分給食が再開できる園児数であり、つわの清流会様の努力によってはさらに園児数の増も図られると期待しているところであります。

新築される津和野町の保育園は給食室をつくらず、自園給食を中止して配食にするということが、子育て世帯にどのようなメッセージとして伝わっていくのかをよく考えていただきたいと思っております。

最後に、同僚議員の皆様には本請願に御賛同いただき、何とぞ採択していただきますようお願い申し上げますとともに、あわせて、つわの清流会様の御英断と地域の皆様、町長を初め、津和野町関係各所からの御助言、御指導、御支援のもと新築移転後は一日

でも早い新築園所での自園給食の再開、可能であれば自園給食の継続を期待し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 反対をいたします。

まず、その理由としまして、将来、つわの清流会が自園給食を必要とするまで園児数は増加したときとありますが。まず、5月5日のこどもの日のテレビ放送で、日本の15歳以下の子供が39年連続で減少していると。なお、唯一、増加しているのは東京都だけであるとの報道がありました。

これによりまして、木部地区の園児数、木部だけでなくほかからも来られるかもしれないが、急激に増加するとは思えないと思っております。先ほども委員長報告がありました。前回の全員協議会の回答がありましたが、増加した場合は増築するとの回答がありました。したがって、今の段階で給食室の設置は不要不急であると思っております。

新型コロナウイルスで大きな打撃を受けている商工業など、また、ほかの方の援助は必要、そして緊急であります。優先するべきであると思えます。例えば500万円かかるとすれば、その財源を有効にそのほうの支援に回すべきではないかと思っております。

二つ目に、もしもこの請願が可決されれば、今後、他地域からの新築、解体、存続などさまざまな請願書が出てくると思えます。このようなことを危惧しております。例えば、今は直地保育園は給食室は不要であるとのことでありますが、もしこのようなことが可能であれば、出ないかもしれませんが、請願書が出た場合には困難な対応を迫られると思えます。

そして、先ほどもありましたが、近くに木部公民館の調理場があります。これは保健衛生法で可能かどうかはわかりませんが、そこで調理したものを運ぶということが可能かどうかはちょっとわかりません。そういうことで、反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） まず、我が町が目指す「若い女性が済みたくなるまち」という町に、かつて子育てをした女性としてお話をさせていただきます。

3人の子育てをしましたが、保育園に預ける際、給食がないということはもうあり得ないことで、3歳未満の子供を預ける親の気持ちとしては離乳期を、もし給食のない保育園で離乳期を過ごさせるなんてもうとても考えられません。その日の体調によってかなり子供変わります。今は御飯食べないけど、もう数時間したら食べるかもしれないとかいうそんな対応は誰がしてくれるんだろう。それから離乳期というのは日一日変わっていきます。きょうは一口しか食べなかったけど、あしたは二口、母乳やミルクから離

乳していく際に、微妙な感覚を遠く離れて何十分もかけて運んでくる方の調理されるものでカバーできるとはとても考えられません。

しかし、厳しい経営状況ということで給食の配送を決定されたということです。経営状況が改善されたときは速やかに自園での調理ができるよう設備を整えていく、そういうことが行政のやるべき役目だと私は考えます。今はできないけど給食がつくれるように、自園で調理できるようになった際には、すぐに調理にかかれるというその設備を整えておくべきだと思うんですが、増設とか改修とかいうのにどのくらい時間がかかるかっていうことは委員会のほうでは調査されなかったということで、考えるに設計して資材を集めてどこかに入札してもらってということを見ると、かなりの時間がかかります。離乳期だった子供はもう普通の食事に変っているような、それくらいの期間かかるんじゃないかと、私は考えます。

そういうことを考えると、給食室が存続されてないということは非常に子供を預ける親としては、選択肢にその保育園はならないということです。

先ほどから、今は緊急事態なのでコロナのほうにお金を回すべきという声は何回か出ていますが、子供はもうその日その日成長していきます。今、育っていく保育園にいる子はたまたまコロナの時期に保育園にいます。それなのにコロナに金回せっていうのはちょっと理不尽なことで、子供を犠牲にせず子供のためにあるというか、子育てが安心してできる町になるために我が町の保育園である木部保育園に改修ではなく、今現在、給食室を備えるべきと考えます。

若い女性が子育てをしたいまちを目指すならば給食室の存続は不可欠と考えます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私がいろいろな意見がある中で、反対の立場で少し答弁させてもらいます。

私は自分の意志を判断するのに、何かやはり資料あるいはこのたびのこの文教委員会の審査内容、そのほかを参考にしてやはり客観的に、トータル的にちょっと判断したらと思いましたが。

まず3点、第1点は、保護者会から全員一致で給食室は要らない調理室の配置は要らないとそういう意見があったと、このことに関して先ほどから同僚議員のほうからも全員一致というのは何かおかしいとか、そういう話は上がっておりますけど、やはりここはいろいろな意見があったと思うんですよ。

そして、そこを保護者会の代表さんがいろいろ取りまとめて、最終的にはこういう形で保護者会としては調理室は要らないという、こういう結論になったんじゃないかと、だから保護者会代表のまとめ役って何でもあるんですが、その苦労もやっぱりここににじみ出ているんじゃないかと思しますので、一応この一つと。

それから、やはり大きいのは経営主体である津和野社会福祉法人つわの清流会がなかなかこれは難しいんだということ、はっきりここで断言されていると、つまり経営す

るものは、本当に財政的見地、それから、できなければこれは運営できなければこれは本当話にならないような状態なんですよ。だからここが採算が合わないとはっきりもう言っているところで、ちょっと難しいんだなとこういふところですよ。

それと3点目は、行政が将来、園児が増加した場合には、保育室の拡張と給食室の設置をすると、ここでもう既に行政もこのニーズを察したときがせざるを得ないというようなところで、つまり、私は請願の趣旨そういうところを担保していると思うんですよ、ここで。

だから今は、500万円ぐらいかかるかと思うんですが、そういう給食室を設置して将来に備えるというその500万円のお金を、それこそ先ほどからコロナの話になっておりますが、これに合わせれば、私は実際その被害に遭っている、商売をやっていますのでね。ここを3月末から4月はゼロ、5月に至っても連休明けの稼ぎ時に3、4、5、と干上がっています。全町内そうですよ。もうどうなるかわからない。幕を開けてみて何軒の店が残るかわからんような状態に入っております。

子供の命云々、それから子供の成育そういうことも非常に大切です。こういうことを私考えますが、差し当たって食事を断つんじゃないで、給食をちゃんと配達されるし、アレルギーの問題も恐らく直地で既に実験されていると思いますので、こういう問題も話し合えば真摯に解決するんじゃないかと思えます。

それよりも500万円、もし余分な財政があれば、私ここでちょっと話がすれ違いますが、商工のほうを先ほどから前段でありましたコロナの対策の財政のほうに、少しでもさらに追加の予算を出して助けてほしいと、本当どうなるかわかりません。

それこそよく言いますが経済的に命を絶つ、そういう状況に全国でもそうですが、今この津和野町でのそういう状態に入っております。こういうことを認識して、トータル的に考えながらバランスをとって町は財政的に配分すべきだと、これが財政政策であり町の配分政策であると私はそういうふうに思っております。ぜひそういうところを納得しまして賢明に行政としては果敢に取りかかってほしいというふうに思っています。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） だったら理想を追い求めるべきではないですか。子供たちにとってこういうような状態が理想ならば、理想を追い求めるべきだというところで、この言葉をまやかして使うようなことは絶対に許せません。

次に、この基本は清流会に問題がある、決算書を見なければわからないんですけども、これ、ズルズルにやりますと、今度、日原が新しくできたとかいったら、またあれもカット、これもカット、こういうような状態というのが非常に懸念されるというところがありますので、私はこの木部を成功していく保育園という形で自園調理ができ、子供たちが集まってくるというそういうものにするべき問題だと思うんで、自園調理はまさに理想でございますので、ぜひ実行してもらいたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番、草田吉丸君。
○議員（1番 草田 吉丸君） 私もこの請願について反対の立場で討論に参加したいと思いますが、今回の請願について、保護者会の検討の結果、そしてまた請願者の趣旨、そういったところに少し相違があるということではありますが、このあたりの地域でのいきさつ、そういったところはよくわからないわけではありますが、請願の中に書かれておられますように、木部地域の皆さんが食育に熱心に取り組んでおられること、このことは私も理解は十分できますし、経緯も評したいというふうに思います。

そこで、請願でありますけれども、将来、子供の数がふえることを想定して給食室を残してほしいというような要望であるというふうに思います。これについては、行政のほうも子供がふえ、県の認可保育園となれば給食室も調理師も配置するとの考えを持っているということでもあります。このことは地域の要望にもかなえられるものではないかというふうに思います。

一方、社会福祉法人つわの清流会におきましては、令和2年度から日原保育園の運営委託も受け、人口減少に伴い子供たちの人数も減少傾向の中で、施設運営というのがますます厳しい状況になるというような認識を持っておられます。やはりできる限りの経費削減、これは努めていく必要があるというふうにも私も考えます。

これらのことから、新築時点で給食室を配置し、調理師を配置することは非常に厳しい状況であるというふうに判断をして、本請願に反対をするものであります。

最後に一つ、意見としてでございますが、基本計画の中で先ほどから配膳室の15平米というような数値が出ておりましたけれども、いろんなイベントあるいは行事のことを考えますと、もう少し私は余裕があってもいいのではないかなというような気がしておりますので、その点については検討をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は本案件につき賛成の立場で討論をいたします。

概要の趣旨は園所の移転新築についてであります。調理室の設置の存続を求めるものであります。将来、園児がふえ自園給食の再開の場合、調理室の建設は難関な問題となる恐れがあります。だからこそ、今、園舎を移転建築されるときに給食室を一緒に建てておくべきであるというふうに思っております。

また、地産地消の推進に6つの農地組合法人が連携し、米や野菜を無償提供されているその食材が、調理師、調理室から漂ってくるにおいを園児たちが体で感じるのも食育であります。

今回、町よりこのような子育て支援事業計画が配付されました。この計画書の中を見ますと、食育の推進・取り組みについて2項目めに、保育所等による食育の推進が計画をされております。「保育所ごとの食育計画等を作成し、地域と交流をしながら野菜づくり、米づくり、伝統食、またいろいろな旬の食材を味わう給食、クッキングなどを実

施する」と、このように記載されております。3項目めに、「親子クッキングの実施」と掲げてあります。保育所、公民館、親子世代館、交流クッキングの実施とこのように掲げてあります。

津和野町の子育て支援事業計画で、食育推進をする町の取り組みの業務内容を実施されるのであれば、当然、クッキングする場所、調理室は必要不可欠であります。津和野町ゼロ歳児から人づくり連携会議というのが町で設立されておるようであります。子育てに関連した各部署が連携、協力し、意見を出し合い共通の意識をもって取り組むことを目的にした庁内会議であります。これが子育て支援事業の計画であります。

これが、机上の空論にならないように、園舎の調理室設置を強く要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、以上で、討論を終結したいと思います。

これより請願第3号を採決します。念のために申し上げておきますが、本請願に対する委員長報告は不採択であります。この委員長報告を踏まえていただいた上で、可とすることを諮る、こういう会議原則でありますから、本請願の採択の可否について採択をしていただきます。申し上げたことわかりましたかね。本請願を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、請願第3号木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第3回津和野町議会臨時会を閉会します。御苦勞でありました。
午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員